

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第三十九条第一項の規定により  
土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年六月五日

埼玉県知事 大野元裕

一 組合の名称

三芳町富士塚土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十五年二月五日から令和三年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚及び同字東の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保五千二百七十一番地

五 設立認可の年月日

平成二十五年二月五日

六 変更の内容

事務所の所在地を「埼玉県入間郡三芳町大字藤久保五千二百七十一番地」から

「埼玉県入間郡三芳町大字藤久保七千百六番地」と変更する。

七 変更認可の年月日

令和二年六月五日